

香芝市認定こども園開設及び運営事業者募集要領

1 目的

香芝市（以下「市」という。）における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の待機児童の解消を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、公募型プロポーザル方式により、認定こども園の開設及び運営（以下「認定こども園の開設等」という。）を行う事業者を募集する。

2 施設の概要

(1) 施設の種別

幼保連携型認定こども園

(2) 募集する場所

真美ヶ丘東小学校区とする。なお、土地及び物件は、事業者自ら確保すること。

(3) 開設の時期

令和11年4月1日

(4) 定員

160人とする。なお、定員の年齢ごとの構成については、事業者が下表を参考にした上で事業計画書（様式4）により自ら提案し、市と協議の上、決定する。

	定員構成	
	保育を必要とする児童	保育を必要とする児童以外の児童
0歳児	15	—
1歳児	20	—
2歳児	24	—
3歳児	25	5
4歳児	25	10
5歳児	26	10

(5) 開所日

月曜日から土曜日までを原則とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間）を除く。

(6) 開所時間

次の区分に応じ、それぞれ定める時間を基本とし、市と協議の上、決定する。

ア 月曜日から金曜日まで 午前7時30分から午後7時00分まで

イ 土曜日 午前7時30分から午後2時00分まで

3 応募資格等

(1) 応募資格

応募することができる事業者は、次の要件のいずれにも該当するものとする。

ア 応募書類の提出の日において、日本国内で保育所又は認定こども園のいずれかを現に運営しており、かつ、通算3年以上のこれらの運営の経験を有する学校法人又は社会福祉法人であること。

イ 事業者が、自ら認定こども園の運営事業者となること。

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）並びに香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第14号）並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等を遵守し、認定こども園の運営を適正に実施できる能力を有していること。

エ 児童福祉事業に熱意と見識を有し、認定こども園を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。

オ 市が行う教育行政及び保育行政を十分理解し、積極的に協力できること。

カ 認定こども園を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築ける事業者であること。

キ 事業者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではなく、又は暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にな

- いこと。
- ク 事業者の役員等（役員（非常勤である者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等、物品及び役務関係業務の契約に関する業務を行う事務所をいう。）の代表者をいう。）が暴力団員でないこと。
- ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続開始の決定、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続開始の決定又は破産法（平成16年法律第75号）に規定する破産手続開始の決定をされていないこと。
- コ 納付すべき税を滞納していない法人であること。
- サ 事業者が現に運営している施設について、直近の指導監査等において、重大な指摘を受けていないこと。
- シ 運営に当たって、宗教活動及び政治活動を行わないこと（社会通念上一般化している行事等については、この限りでない。）。
- ス この募集要領にて提示する条件を厳守できること。
- セ その他法令等に違反する法人でないこと。

(2) 応募に対する制限

次に掲げる者は、応募資格を有する者であっても、認定こども園の開設等を行う事業者として応募することはできない。また、応募する事業者は、次に掲げる者から直接又は間接に支援を受けることはできない。

- ア 香芝市附属機関設置条例（平成25年条例第5号）別表第1に規定する香芝市保育事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員及びその家族
- イ 選定委員会の委員若しくはその家族が主宰し、又は役員若しくは顧問をしている営利団体に所属する者
- ウ 選定委員会の委員が大学に所属する場合において、選定委員会の委員の研究室に所属する者

(3) 失格事項

- 次のいずれかに該当するときは、失格とする。
- ア 提出書類に重大な不備があり、又は虚偽の内容を記載したと認められるとき。
- イ 提出方法、提出先及び提出期限が、この募集要領に定める条件に適合しないとき。
- ウ 応募者が、選定委員会による選考の前後に、選定委員会の委員又は関

係者に直接又は間接を問わず、この募集要領による認定こども園の開設等に関する接触を求めたとき。

エ 応募書類の提出後に、「3 応募資格等」の「(1) 応募資格」に規定する要件を満たさなくなったとき。

オ 「9 事業者選考方法」の(1)に規定するヒアリング審査に出席しなかったとき。

カ その他市が不正と認める行為があったとき。

4 認定こども園の開設等を行うに当たっての条件

認定こども園の開設等に当たっては、事業者は、「3 応募資格等」の「(1) 応募資格」のウに掲げる法令等のほか、次の事項を遵守すること。

(1) 基本事項

ア 定員は、「2 施設の概要」の「(4) 定員」に記載のとおりとし、0歳児から5歳児までの児童を受け入れること。

イ 開所日及び開所時間は、「2 施設の概要」の「(5) 開所日」及び「(6) 開所時間」に記載のとおりとすること。

ウ 保育の申込みの受付及び利用調整は、市において行うため、事業者独自で児童の入退所を決定しないこと。

エ 利用者負担額（以下「保育料」という。）については、香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（令和元年条例第6号）に基づき、市が決定するため、事業者独自で保育料を決定しないこと。

オ 保育料は、事業者が保護者から徴収するものとし、その方法は、事業者が定め、保護者に周知すること。

カ 事業者は、送迎の集中する時間帯に職員を配置して指導に当たらせる等、登所する児童、送迎する保護者、歩行者等の安全を第一に考え、交通事故、違法駐車（路上駐車）等による問題を未然に防ぐよう十分な対策を講じること。また、その対策について有効な対策案（送迎用駐車場の十分な確保、送迎用駐車場における駐車区画と歩行者用通路の分離、送迎用バスの運行等）を具体的に提案すること。

キ 事業者は、入所する児童については、施設内での事故等に関する保険（傷害保険等）に加入すること。

ク 事業者は、保護者との意思疎通を図り、質問、要望等については誠実

に対応すること。また、苦情解決の体制を整備し、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、市及び保護者に公表すること。

(2) 保育内容等

- ア 事業者は、延長保育事業を開設の時期から必ず実施すること。なお、休日保育事業等についても追加で提案することは可能とする。ただし、提案事業の実施に要する財政措置を約束するものではない。
- イ 給食の提供に当たっては自園調理を実施することとし、児童の体調、食物アレルギーへの対応等、個別事情に十分配慮すること。
- ウ 事業者は、「社会福祉施設における衛生管理について」（平成9年3月31日社援施第65号）の別紙「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日衛食第85号）の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」に準じて、調理従事者等に月1回以上の検便を受けさせること。検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めること。
- エ 事業者は、認定こども園の管理及び運営を行うに当たり、自己の負担において必要な保険に加入すること。
- オ 事業者は、乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防のため、特に寝返りのできない児童を寝かせる場合には仰向けに寝かせ、また、午睡中及び仮眠中は、全ての児童の呼吸確認を行い、健康観察の表（天気、気温、湿度、体調、呼吸確認、睡眠時刻等）を作成し、記録すること。
- カ 事業者は、保護者との交流を図り、保護者の意見を認定こども園の運営に反映させること。
- キ 事業者は、香芝市内の保育施設等と連携及び交流を行い、相互の保育の向上を図ること。
- ク 事業者が保育の実施上必要とする事業については、その他の自主事業として、あらかじめ保護者の同意を得た上で、実施すること。
- ケ 事業者は、延長保育料及びその他の自主事業に要する費用については、家計に与える影響を考慮した上で額を設定し、その支払を求める理由と併せて、あらかじめ保護者の同意を得た上で、徴収することができる。
なお、当該費用を徴収した場合は、経理内容を明確にし、保護者の求めに応じ、結果を報告すること。

(3) 職員配置

事業者は、奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年奈良県条例第25号）を遵守する

とともに、延長保育事業を実施する上で必要となる職員の配置に留意すること。

5 施設の整備に当たっての条件

事業者は、施設の整備に当たっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 建物が建築基準法の新耐震基準を満たしていること。
- (2) 建築基準法、消防法その他関係法令の要件を遵守していること。
- (3) 施設整備に当たっては、市及び関係各所の指示に従い、近隣に十分配慮して行うこと。
- (4) 説明会の開催等により、地域住民からの施設整備に係る工事等の理解を得ること。
- (5) 施設整備及びその他設備等の整備に要する経費は、事業者の負担とすること。

なお、助成制度等については、「6 設置及び運営に当たっての助成制度等」を参照すること。

6 設置及び運営に当たっての助成制度等

(1) 施設整備に関するもの

今回の認定こども園の設置が国の就学前教育・保育施設整備交付金又は保育対策総合支援事業費補助金の対象事業として採択された際は、「就学前教育・保育施設整備交付金の交付について」（令和5年8月22日こ成事第466号）の別紙「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」又は「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」（令和5年10月12日付けこ成保第520号こども家庭庁長官通知）の別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

ア 補助対象経費

(ア) 新たに設置する場合

認定こども園の設置に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費及び実施設計等に要する費用

(イ) 賃借物件を改修する場合

認定こども園の設置に必要な改修費及び賃借料（敷金を除く。）

イ 補助金額

補助対象経費に係る実支出額の4分の3とする。ただし、令和10年

度当初予算に計上する予定の金額を上限とする。

ウ 注意事項

- (ア) 1事業所につき1回限りの補助となる。
- (イ) 認定こども園を廃止した場合は、運営した期間に応じて補助金を返還させる場合がある。
- (ウ) 補助金の交付には、国との協議が必要であるため、採択が保証されるものではない。

(2) 運営に関するもの

子ども・子育て支援法第27条第1項の規定により施設型給付費を支給する。

7 応募等の日程

時 期	事 項
令和8年8月3日	公告日（募集要領等の公表）
令和8年8月10日午後5時15分	香芝市認定こども園開設及び運営事業者応募申込書（様式1）、法人の役員名簿（別紙「提出書類一覧」の番号6）及び法人の履歴事項全部証明書（別紙「提出書類一覧」の番号7）の提出期限 質問の受付期限
令和8年8月31日午前11時00分	参加資格の審査及び結果通知 質問の回答期限
令和8年9月8日午後5時15分	応募書類一式の提出期限
令和8年9月25日まで（予定）	事業者の決定
令和11年2月上旬まで（予定）	工事の着手及び竣工
令和11年3月31日まで	認可及び確認の手続
令和11年4月1日から	開設

8 応募方法等

(1) 質問及び回答

ア 質問の受付

香芝市認定こども園開設及び運営事業者募集に係る質問書により香芝市子ども家庭部保育幼稚園課宛てにFAX又は電子メールにて送付するとともに、到達の確認のため、送付後に、香芝市子ども家庭部保育幼稚園課まで電話連絡すること。なお、口頭による質問は受け付けない。

イ 提出期間

令和8年8月3日（月）から8月10日（月）午後5時15分まで

ウ 質問の回答

令和8年8月31日（月）午前11時00分までに市のホームページに掲載する。

エ 提出先

香芝市子ども家庭部保育幼稚園課
FAX番号：0745-79-7532
電子メール：hoiku@city.kashiba.lg.jp

オ 連絡先

香芝市子ども家庭部保育幼稚園課
電話番号：0745-44-3336

(2) 応募書類の提出

ア 提出先

香芝市子ども家庭部保育幼稚園課

イ 提出期間

(ア) 香芝市認定こども園開設及び運営事業者応募申込書（様式1）、法人の役員名簿（別紙「提出書類一覧」の番号6）及び法人の履歴事項全部証明書（別紙「提出書類一覧」の番号7）の提出期間

令和8年8月3日（月）から8月10日（月）午後5時15分まで

(イ) (ア) 以外の応募書類一式の提出期間

令和8年8月12日（水）から9月8日（火）午後5時15分まで

ウ 提出方法等

(ア) 持参又は郵送により提出すること。ただし、持参の場合は、香芝市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

(イ) 持参の場合は、事前に電話で提出日時を連絡の上、提出期間内に提

出すること。

- (ウ) 郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法で、提出期間内に必着で提出するとともに、到達の確認のため、発送後に香芝市子ども家庭部保育幼稚園課まで電話連絡すること。
- (エ) 提出書類一式に不備又は不足がある場合は、受け付けない。
- (オ) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。提出書類の提出期間を過ぎてからの差し替え及び再提出は、原則として認めない。
- (カ) 虚偽の記載をした場合は、応募を無効とする。
- (キ) 提出された書類は、返却しない。
- (ク) 応募書類については、香芝市情報公開条例（平成１２年条例第２８号）の規定に基づく開示等の対象となる。

エ 提出書類

別紙「提出書類一覧」を参照すること。

正本１部、副本１０部提出すること（資料の大きさが指定されたものを除き、Ａ４サイズでとじ込み、資料番号をインデックスで標示すること。）。

提出書類は、正本については原本の提出を原則とする。ただし、番号１、７、８、１０及び２０の書類は、必ず原本とすること。

なお、副本については、写しでも可能とする。

９ 事業者選考方法

応募書類の内容に基づき、選定委員会において、事業候補者を選考する。

なお、応募書類の提出後、内容の確認を行う場合がある。

- (１) 選定委員会は、提出書類一覧の書類審査及びヒアリング審査において、審査基準表に基づき審査項目ごとに採点する。
- (２) 応募者多数の場合は、選定委員会の判断により書類審査における上位者を選出し、上位者のみヒアリング審査についての日程を通知し、同審査を行う場合がある。
- (３) 審査委員の平均点が１２０点未満（合計２００点満点の６０％未満）の場合は、選考の対象外とする。
- (４) 複数の事業候補者が選考の審査基準１２０点を超えた場合は、点数順に選考事業者登録名簿に登載し、最も上位の事業候補者を香芝市認定こども園開設及び運営事業者とする。最も上位の事業者が辞退した場合は、２番

目以降の上位の事業候補者から順に繰り上げて香芝市認定こども園開設及び運営事業者とする。なお、選考事業者登録名簿には令和9年3月31日まで登載する。

10 選定結果の通知等

選定結果は、応募書類を提出した全ての応募者に速やかに通知する。選定された事業候補者については、その旨を付して通知するとともに、市のホームページに事業者名等を掲載する。

また、選定に関する異議は、受け付けない。

なお、事業候補者は、候補者決定後に応募書類の内容に相違があった場合は、市に書面にてその旨を通知しなければならない。この場合において、市は、決定を取り消す場合がある。

11 その他

不測の事態が生じた場合は、別途市と事業候補者の間で協議を行う。

12 問合せ先

香芝市子ども家庭部保育幼稚園課

所 在 地：〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1

電 話 番 号：0745-44-3336（直通）

FAX番号：0745-79-7532

電子メール：hoiku@city.kashiba.lg.jp